

議案第192号

福岡市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年9月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、子どもの保健の向上及び福祉の増進を図るため、子ども医療費助成事業の対象者の範囲を拡大する等の必要があるによる。

福岡市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

(福岡市子ども医療費助成条例の一部改正)

第1条 福岡市子ども医療費助成条例(昭和48年福岡市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「15歳」を「18歳」に改める。

第3条第1項中「の被扶養者」を「若しくはその被扶養者」に改める。

第5条第1項中「の保護者等」を「又はその保護者等」に改める。

第7条第2項中「場合は」の次に「、認定対象者」を加える。

第8条第1項及び第2項中「の保護者等」を「又はその保護者等」に改める。

(福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第2条 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和58年福岡市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号及び同条第2項中「15歳」を「18歳」に改める。

(福岡市重度障がい者医療費助成条例の一部改正)

第3条 福岡市重度障がい者医療費助成条例(昭和49年福岡市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「15歳」を「18歳」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の福岡市子ども医療費助成条例（以下「改正後の子ども医療費助成条例」という。）、第2条の規定による改正後の福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例及び第3条の規定による改正後の福岡市重度障がい者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(施行日前における対象者の認定等)

- 3 市長は、この条例の公布の日以後においては、施行日前においても、施行日以後の児童（改正後の子ども医療費助成条例第2条第2号に規定する児童をいう。）の医療費の助成について、改正後の子ども医療費助成条例の規定の例により対象者を認定し、又は対象者証を交付することができる。